|  |
| --- |
|  |
| 煙火消費許可等申請の手引き |
|  |
| 令和３年４月 |
| 沖縄県商工労働部産業政策課 |
|  |

|  |
| --- |
|  |

**１ 煙火消費に必要な諸手続き**

花火大会等で煙火を消費しようとするときには、火薬類取締法（昭和25年５月４日法律第149号。以下「法」という。）第25条に基づき煙火の消費許可が必要である。

ただし、火薬類取締法施行規則（以下「規則」という。）第49条（無許可消費数量）で定める数量以下の煙火については、無許可で消費することができる。

**(1) 煙火消費に係る許可申請・届出**

**ア　火薬類消費許可申請書の提出先**

火薬類消費許可申請書（以下「許可申請書」という。）は、許可申請書提出先一覧に記載の各機関（以下「沖縄県等」という。）に提出し、知事（権限移譲市町村については、市町村長。以下「知事等」という。）の許可を受けなければならない。

許可申請書提出先一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 機関名 | 所在地 | TEL | 所管区域 |
| 沖縄県産業政策課 | 那覇市泉崎1-2-2 | TEL:098-866-2330FAX:098-866-2440Mail:aa055204@pref.okinawa.lg.jp | 下記以外の区域 |
| 沖縄県宮古事務所総務課 | 宮古島市平良西里1125 | TEL:0980-72-2551FAX:0980-73-0096Mail:aa017205@pref.okinawa.lg.jp | 宮古島市、多良間村 |
| 沖縄県八重山事務所総務課 | 石垣市真栄里438-1 | TEL:0980-82-3040FAX: 0980-82-3760Mail:aa017604@pref.okinawa.lg.jp | 石垣市、竹富町、与那国町 |
| 南城市観光商工課 | 南城市玉城富里143 | TEL:098-946-8817FAX：098-852-6004Mail:kankou@city.nanjo.okinawa.jp | 南城市 |
| 伊平屋村総務課 | 伊平屋村我喜屋251 | TEL:0980-46-2001FAX:0980-46-2956 | 伊平屋村 |
| 伊江村商工観光課 | 伊江村東江前38 | TEL:0980-49-2906FAX:0980-49-5587 | 伊江村 |

**イ　許可申請に必要な書類**

(ｱ) 火薬類消費許可申請書（規則様式第29。本書Ｐ９参照。）

(ｲ) 煙火消費計画書（本書Ｐ10参照）

(ｳ) その他添付書類

・責任者の煙火消費保安手帳の写し

・煙火の消費場所付近の見取り図

・煙火消費保安管理組織図（本書Ｐ11参照）

・花火大会実施計画書（作成している場合）

・火薬類取扱保安責任者選任届（火薬の消費量が25キログラム以上の場合（火工品の火薬量は含まない）。本書Ｐ12参照。）及び火薬類取扱保安責任者免状の写し

・消費する場所の所有者又は管理者の承諾書

(ｴ) 沖縄県収入証紙（沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請書等手数料条例による金額）

※権限移譲市町村については、各市町村担当窓口にて確認すること。

　　　※提出部数

煙火消費場所が陸上なら２部、海域（保安距離が海域に接する場合）なら３部提出。

【許可申請手続きフローチャート】

②意見照会

①申請書

申請者

沖縄県等

公安委員会

④許可書

③回答

①届出書（火災予防条例）

⑤通報

所管消防本部

**ウ 煙火消費事前協議書の提出（県の指導事項）**

(ｱ) 無許可で消費できる数量以下の煙火を消費する場合は、あらかじめ沖縄県商工労働部産業政策課（宮古・八重山地区においては、それぞれの沖縄県の各事務所総務課（以下、「沖縄県」という。)権限移譲市町村については、市町村）に、煙火消費事前協議書（本書Ｐ13参照）を提出し、協議を行う。（ＦＡＸ又はメール可）

事前協議により無許可消費が認められた後、事前に協議した内容に変更が生じた場合は、改めて協議を行うこと。

　　　(ｲ) 無許可で消費できる煙火の数量（同一消費地において一日につき）

　　　■信号又は鑑賞の用に供する煙火（第49条第4号）

　　　・直径14cm以下の球状の打揚煙火75個以下（直径６cmを超える ものの個数が25個以下であって、直径10cmを超えるものの個数 が10個以下である場合に限る。）

　　　・仕掛煙火に使用する焰管･･･200個以下

　　　・ファイヤークラッカーその他の点火によって爆発音を出す筒 物であって火薬

 0.1グラム以下の煙火･･･300個以下

　　　・爆竹であってその1本が火薬0.1グラム以下の

　　　　　　　　　 煙火･･･300個以下

　　　■演出の効果の用に供する煙火（第49条第4号の2）

　　　・演出の効果の用に供するため消費する火薬若しくは爆薬

　　　50グラム以下の煙火85個以下（その原料をなす火薬又は爆薬15 グラムを超えるものの個数が35個以下であって、30グラムを超 えるものの個数が5個以下である場合に限る。）

※１　規則第49条第４号と第４号の２は目的が異なることから、数量を合算して無許可として取扱うことはできない。

**エ　煙火消費事前協議書に必要な書類**

(ｱ) 煙火消費事前協議書（ＦＡＸ又はメール可）

(ｲ) その他添付書類

・煙火の消費場所付近の見取り図

・特殊効果用花火の場合、製品の概要がわかる説明書等

・花火大会実施計画書（作成している場合）

**オ　火災予防条例に基づく手続き**

消費地を所管する市町村等が定める火災予防条例に基づき、消費地を所管する消防本部消防長に煙火打揚げ・仕掛け届出書を提出しなければならない。

【煙火消費事前協議手続きフローチャート】

沖縄県等

（権限移譲市町村については、市町村）

①事前協議

申請者

②協議結果

③届出（火災予防条例）

所管消防本部

**(2) 煙火を消費する際の留意事項**

主催者は、花火大会の総責任者であることを自覚し、以下の点に留意し、煙火業者と十分な調整を行い、大会の運営に当たるものとする。

ア 火薬類取締法及び沖縄県の「煙火消費の許可基準」（本書Ｐ７，８参照）を遵守し、消費の安全確保に努めること。

イ 煙火の消費規模（数量、種類等）に応じ、適正な保安距離を確保できる場所を選定すること。

消費場所の選定に当たっては、事前に関係機関(沖縄県等、警察、消防等)と十分調整を行うこと。

ウ 許可申請書や煙火届出書は、原則として主催者が提出すること。なお、無許可数量の事前協議書については、協議者は主催者又は煙火業者でもよい。

エ　沖縄県等が煙火消費の許可をしようとするときは、沖縄県公安委員会に対し「意見聴取（消費現場調査）」を行う必要があるため、許可申請書は 、煙火消費日の１ヶ月前までに沖縄県等に提出すること。

煙火消費現場調査の有効期間

沖縄県公安委員会による煙火消費現場調査の結果「保安基準に適合している」とされた場所では、沖縄県等が沖縄県公安委員会からの意見書を受理した日から１年以内に同じ場所で同規模の煙火消費を行う場合は、改めて現場調査を行う必要はないこととする。

**(3) 煙火の消費許可を受けた内容に変更があった場合の取扱い**

ア　許可申請書の記載事項のうち、火薬類の種類及び数量（増える場合）、目的、場所、日時並びに危険予防の方法（保安距離、煙火への点火方法、防火対策等）が、許可を受けた内容から変更があった場合は、改めて知事等の許可を取らなければならない。

また、煙火届出書の内容に上記と同様の変更があった場合も手続きをやり直すこと。

イ ア以外の場合は、変更届（本書Ｐ14参照）を沖縄県等に提出すること。(ＦＡＸ又はメール可)

ウ 変更届は、原則として煙火消費日の１週間前までに提出すること。

**２ 煙火の消費にあたっての留意事項**

(1) 打揚筒は、定期的に点検するとともに、使用前に変形等による異常の有無を確認し、不良品は絶対に使用しないこと。

(2) 煙火は、異常の有無を点検し、加工状況について２人以上で確認し、異常が認められるもの及び加工方法が不適当なものは装てんしないこと。また、準備及び消費作業については、２人以上で行うこと。

(3) 観客や保安物件に対しては十分な距離を確保するとともに、立入禁止区域内の監視を厳重に行うこと。

(4) 従事者には、煙火消費保安手帳を有する者を煙火の消費規模に応じて必要数配置するとともに、諸事項について、常に初心に還り基本を忘れずに業務に従事するよう教育を徹底すること。

(5) 従事者に変更がある場合は、事前に変更届を沖縄県等に提出すること。(ＦＡＸ又はメール可)

(6) 煙火への点火は、原則として安全な場所から遠隔操作による点火方式とすること。

(7) 重ね玉は原則として避け、やむを得ず、この方法による場合は、５号玉以上の同一寸法の重ね玉を避けるとともに、筒に作用する応力を十分に考慮すること。

(8) 作業現場における管理・監督体制の徹底を図ること。

(9) 主催者と煙火業者は、煙火消費場所状況チェックリスト（本書Ｐ15,16参照）により点検を行い、点検の結果問題のある事項が認められたときは、消費開始前までに改善すること。

 　(10) 煙火の消費は、原則として22時までに終了すること。なお、

カウントダウン花火等、22時以降に実施する消費については、

主催者において、事前に付近住民や関係者に対し説明を行い、

周知・協力等に努めること。

**３ 不発煙火の回収**

(1) 消費後直ちに打揚現場付近の安全を確認のうえ不発煙火の回収に努めること。

(2) 夜間で不発煙火をその日のうちに回収することが困難な場合には、翌日の早朝に回収作業を行うこと。

煙火消費の許可基準

煙火消費について、次のような許可基準を定めるものとする。

１　目的

この許可基準は、沖縄県内における煙火消費に関し、法令に特別の定めのあるもののほか、次の許可基準を定めることにより、観衆等の安全を確保し、煙火消費に伴う災害の発生を防止することを目的とする

２　用語の定義

この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号で定めるところによる。

(1) 保安物件　規則第１条第15号で定める家屋等の建築物、公園、国道等（交通を規制する国道等を除く。）のほか、観衆の集合する場所をいう。

(2) 保安距離　消費場所から保安物件までの水平距離（半径）をいう。

３　保安距離の確保

(1) 煙火を消費する者は、別表に揚げる煙火の種類に応じて、同表に規定する保安距離以上で、かつ消費する煙火が観客に及ぼす危害を考慮した保安距離を確保しなければならない。

ただし、同表に該当しない煙火（スターマイン、水中煙火、菊花壇、水中孔雀及び水中金魚等）については、使用する煙火玉の直径に応じた同表の距離、又はこれに準じた距離とする。

(2) 家屋以外で煙火消費時に人のいない（管理人を除く）耐火建築物に対応する安全距離は、建築物の所有者の承諾を得て当該安全距離を２分の１とすることができる。

(3) 国、県、市町村指定文化財の建造物(耐火建築物を除く）に対する保安距離は、当該保安距離の２倍以上とする。

(4) 昼間用打揚煙火の消費に係る観客に対する保安距離は、別表の｢建物｣の欄を適用する。

４ 公共の安全に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合の消費

次に掲げる煙火の消費は、公共の安全の維持に支障があると認められるため、原則として許可しない。

(1) 手筒煙火の消費

(2) 遠隔操作による点火方法以外の消費

５　煙火を消費する際、消費場所にはセットされた打揚煙火、又は仕掛煙火以外には残置煙火を置かないこと。

６　上記に定めるほか、火薬類取締法施行規則第56条の4に掲げる規定を遵守すること。

別表

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 玉の直径(cm) | ９ | 12 | 15 | 18 | 21 | 24 | 30 | 仕掛煙火 |
| 保安距離(m) | 建物 | 60 | 65 | 100 | 130 | 130 | 130 | 150 | 50乱玉（小型煙火等） | 30その他（枠仕掛、網仕掛等） |
| 観客 | 65 | 70 | 110 | 180 | 180 | 180 | 200 |

※ 3 0 センチメートルを超える煙火については、消費場所周辺の状況や過去の事例等を参考に、個別に協議を行う。

※上記別表に属さない煙火の消費については、取扱方法及び消費現象について資料を確認後、個別に協議を行う。

　　　附　則

１　この基準は、昭和54年７月１日から施行する。

　　　附　則

２　この基準は、平成２年11月1日から施行する。

　　　附　則

３　この基準は、平成14年５月８日から施行する。

　　　附　則

４　この基準は、平成27年１月30日から施行する。

　　　附　則

５　この基準は、平成30年４月１日から施行する。

　　　附　則

６　この基準は、令和３年４月１日から施行する。

　　　附　則

７　この基準は、令和３年４月５日から施行する。

様式第29（第48条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| ×整理番号 |  |
| ×審査結果 |  |
| ×受理日 | 　　　年　　月　　日 |
| ×許可番号 |  |

火薬類消費許可申請書

　　年　　月　　日

沖縄県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者）氏名

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 |  |
| 事務所所在地（電話） |  |
| 職業 |  |
| （代表者）住所氏名（年齢） |  |
| 火薬類の種類及び数量 |  |
| 目的 |  |
| 場所 |  |
| 日時（期間） |  |
| 危険予防の方法 |  |

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

　　　２　×印の欄は、記載しないこと。

煙　火　消　費　計　画　書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 煙火の製造業者及び打揚業者の氏名又は名称 | 製造業者 | 住所氏名又は名称 |
| 打揚業者 | 住所氏名又は名称 |
| 消費作業に従事する者 | 責任者 | 氏　名 | 年齢 | 経験年数 | 住　所 |
| 責任者に◎印 |  |  |  |  |  |
| 責任者他　　　　　　　名 |
| 消費順序の大要 | 時　間 | 煙火の種類 | 数　量 | 摘　要 |
|  |  |  |  |
| 保安距離 | 打揚 | 観客までの保安距離 | 建物までの保安距離 |
| 基準距離 | 実距離 | 保安物件名 | 実距離 |
| ｍ | ｍ |  | ｍ |
| 仕掛 | 乱　玉 | 基準距離　50 ｍ　実距離　　　ｍ |
| その他 | 基準距離　30 ｍ　実距離　　　ｍ |
| 煙火への点火方法 | ア 電気点火　イ 導火線点火　ウ その他（　　　　　） |
| 警戒区域の設定 | ※警戒区域は別添見取図のとおり |
| 煙火消費場所承諾 | ア 承諾済　　イ 承諾依頼中 |

【添付書類、図面】

(1)煙火消費保安手帳の写し　(2) 消費場所付近の見取り図　(3) 煙火消費保安管理組織図　(4) 花火大会実施計画書（作成している場合）　(5) 火薬類取扱保安責任者選任届及び保安責任者免状の写し（火薬の消費量が25キログラム以上の場合）

煙火消費保安管理組織図

【主催者側】

氏　名

連絡先

煙火消費最高責任者

（花火大会等総括責任者）

氏　名

連絡先

煙火消費責任者

（煙火の部の責任者）

氏　名

連絡先

煙火連絡責任者

【煙火業者側】

氏　名

連絡先

煙火消費責任者

氏　名

連絡先

現場責任者

【警備者側】

氏　名

連絡先

警備員責任者

氏　名

連絡先

警備員

氏　名

連絡先

**第14号様式**（細則第12条関係）

選任

解任

製造

取扱

火薬類　　　製造取扱保安責任者　　　選任解任届書

年　　月　　日

　　　沖縄県知事　　　　　殿

届出者氏名

|  |  |
| --- | --- |
| 届出者住所氏名 |  |
| 届出者区分 | 製造者、火薬庫所占有者、火薬類消費者 | 何れか一方を○印で囲むこと |
| 製造（又は火薬庫設置、火薬類消費者）許可年月日及び番号 | 年　　　月　　　日　第　　　　号　　 |
| 製造事業所（又は火薬庫の所在地、種類、棟数、消費場所所在地（名称） |  |
| 保安責任者 | 保安責任者区分 |  |
| 氏名 |  |
| 生年月日 | 年　　　　　月　　　　　日　　　　　 |
| 住所 | 製造取扱 |
| 本籍 | 　　　　　　　種　　　製造取扱 保安責任者 |
| 免状交付年月日及び番号 | 年　　　月　　　日　第　　　　号　　 |
| 免状交付県名 |  |
| 備考 |  |

　選任届添付書類　１　火薬類保安責任者免状の写し

　備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４判とする。

煙火消費事前協議書

　　　　年　　月　　日

沖縄県知事　殿

協議者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

|  |  |
| --- | --- |
| 消費目的 |  |
| 消費年月日 |  |
| 消費場所 |  |
| 保安距離 | 観客までの距離　　　　ｍ　建物　までの距離　　　　ｍ※打揚げ、仕掛け場所の見取り図（保安物件との距離がわかるもの）を添付すること |
| 煙火の種類及び数量 | 煙火の種類 | 数量 | 薬量 | 摘要 |
|  |  |  |  |
| 煙火の製造業者の住所・氏名 | 住所氏名 |
| 煙火の貯蔵場所 |  |
| 打揚げ業者名 |  |
| 消費作業に従事する者の氏名 | 氏　　名 | 経験年数 | 煙火消費保安手帳の番号 |
|  |  |  |
| 【その他参考事項】 |
| ※【協議結果】（該当するものの番号を○で囲む）１　協議書記載事項のとおり無許可消費について確認した２　協議書記載事項中、次の事項を是正することを条件として　無許可消費について確認した　（是正を要する事項：　　　　　　　　　　　　　　　　）３　消費許可申請を要する | ※押印欄（収受印及び担当印） |
|  |

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

　　　２　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。

　　　３　その他必要な事項欄には、消費準備の概要、その他参考事項を記入すること。

　　　４　※協議結果及び※押印欄は記入しないこと

 ５　規則第49条第4号で定める信号又は鑑賞用に供するために煙火を消費する場合、その煙火と同時に消費される打揚火薬（黒色火薬）及びその他の火工品については、消費品目（煙火の種類欄）の薬量に含めて記載すること。

変　更　届

　　　　年　　月　　日

沖縄県知事　殿

届出者　住所

氏名

次のとおり変更があったので、火薬類取締法施行規則第81条の14表11の規定により、届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 |  |
| 事務所所在地（電話） |  |
| 許可番号 |  |
| 変更内容 |  |
| 変更理由 |  |
| 添付書類 |  |

煙火消費場所状況チェックリスト

煙火打揚催事名：

確認日時：　　　　　　　　　　　　確認者：

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 確認項目 | 内容 | 適 | 否 |
| 消費場所の位置及び警戒態勢等 | 保安距離は適正か。 |  |  |
| 煙火置場、煙火消費場所は申請書の配置図どおりの位置か。 |  |  |
| 煙火消費場所には「立入禁止」「火気厳禁」等の警戒標識が設置されているか。 |  |  |
| 風下側の観客への注意広報はなされているか。 |  |  |
| 申請書どおりに警備員が配置されているか。 |  |  |
| 立入検査区域に人が入り込んでいないか。 |  |  |
| 警備本部と煙火消費現場及び警備員との連絡手段は確保されているか。 |  |  |
| 打揚げ筒の設置場所及び設置方法 | 打揚げ筒の設置場所の地盤が軟弱で発射振動により沈下したり傾く恐れはないか。 |  |  |
| 足場は滑りやすくないか。傾斜地等無理な設置はないか。 |  |  |
| 打揚げ筒を一本ごとに２箇所以上固定されているか。 |  |  |
| 打揚げ筒はきれいに清掃され、損傷、変形がなく、紙筒は吸湿等の異常はないか。 |  |  |
| 煙火置場（一時置場） | 煙火の消費場所から20ｍ以上離れているか。 |  |  |
| 火の粉が容易に侵入しない構造か。 |  |  |
| テント張りの場合、その生地は難燃性又は防炎措置を施してあるか。 |  |  |
| 煙火の収納容器の位置、ふた、覆い等の防護方法は適切か。 |  |  |
| 車両を煙火置場とするとき、エンジンを停止し、車両を固定しているか。 |  |  |
| 船上の煙火置場の防護措置は適切か。 |  |  |
| 煙火玉、打揚げ煙火等 | 煙火玉の導火線の吸湿又は損傷はないか。 |  |  |
| 打揚げ薬は規定どおり適量であり、適切な装てん方法か。また、入れ忘れはないか。 |  |  |
| 打揚げ火薬は吸湿していないか。 |  |  |
| 打揚げ時までの防雨対策はなされているか。 |  |  |
| 点火方法は、遠隔操作となっているか。 |  |  |
| 打揚げ方法は適切か。（早打ちはないか。） |  |  |
| 電気点火の場合、配線、点火器の能力、全抵抗について問題はないか。 |  |  |
| 黒玉の回収計画はあるか。 |  |  |
| 申請書記載の従事者に変更はないか。また、従事者は保安教育を受けたものであるか。 |  |  |
| 従事者の服装は、作業に適したものとなっているか。 |  |  |
| 火災予防等の措置 | 事故が発生した場合の措置が定められ、徹底されているか。 |  |  |
| 煙火消費場所の周囲に可燃物はないか。また、消火用水等が設置されているか。 |  |  |
| 煙火消費場所での喫煙及び火気使用はしていないか。 |  |  |
| 盗難防止等 | 火薬類を存置している間の見張りは万全か。 |  |  |